

令和4年11月16日

豊田市長 太田 稔彦 様

松平地域会議
会長 柴田 信之

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、令和4年9月21日付けで諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

(1) 案件

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）への避難支援の実効性を高める取組について

(2) 答申事項

① 制度理解が深まる丁寧な説明

避難行動要支援者名簿制度について、区長会等での十分な説明時間の確保が容易ではないため、区長の中には制度やその重要性を理解できていないものもいる。こうしたことから、民生委員はじめ地域支援者に個別支援台帳が渡らない自治区もある。市として、区長や民生委員が制度の理解を深められるよう、丁寧な説明をお願いしたい。

松平地区としては、区長会等で市が制度説明する際、時間を確保し、当制度への理解に努めていく。

② 登録時に台帳が完成する仕組みづくり

個別支援台帳は新規作成時の聞き取り項目が多く、台帳完成に要する区長や民生委員の負担が大きい。市として、避難行動要支援者名簿登録時に個別支援台帳作成に必要な情報を予め収集し、個別支援台帳は概ね完成された状態で区長に提供するよう、お願いしたい。

松平地区としては、個別支援台帳をもとに、自治区や自主防災会が各支援者と話し合う場を順次設け、各要支援者に応じた対応を検討していく。

③ 分かりやすい制度周知

地域住民に避難行動要支援者名簿制度があまり知られておらず、地域支援者の役割が不明確ということもあり、地域支援者のなり手を探すこと・決めることが難しい。市として、地域支援者の役割を明確に示した分かりやすい制度周知をお願いしたい。

松平地区としては、地域住民への周知や地域支援者の確保に努めていく。